

ID: 1530

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【根拠条文】 (介護給付費等の額の特例) 第31条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額)」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。 2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日